

## 宮城県デジタル化推進機器整備等補助金 応募要領（第2次募集）

ポストコロナに向けては、非対面・非接触などを踏まえた「新たな働き方」への対応が求められています。

宮城県では、中小製造事業者のWeb等を活用した営業やオンライン商談といったデジタルを活用した取引拡大等への取組を支援するため、生産現場のデジタル化の推進に要する経費を補助します。

### 1 対象者

■補助金の交付対象となる事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有すること
- (2) 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点（工場等）を有すること

※ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。なお、大企業とは、中小企業・小規模企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- ロ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模企業者
- ニ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者
- ホ イからハに該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者
- へ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模企業者

## 2 対象事業

■補助金の交付対象となるのは、次に掲げる事業とします。

- (1) 生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な機器等の整備
- (2) Web等を活用した営業やオンライン商談等に必要な広告等の導入

### 【事業例】

- ◆生産現場へのIoT機器や協働ロボット等の導入
- ◆オンライン工場案内等に向けた工場内通信環境整備（通信機器設置）
- ◆受注獲得等に向けた自社ホームページの改修
- ◆オンライン商談等に向けた自社が保有する技術のPR動画作成 など

## 3 補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
2/3	上限 300万円 下限 100万円

※事業実施（補助対象）は150万円以上の事業費が対象となります。

⇒ 事業費 150万円 × 補助率 2/3 = 補助金 100万円（下限）

## 4 補助対象経費

経費区分	補助対象経費の内容
機器等整備費	生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な機器等の購入，製作，改良又は据付けに要する経費
	生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な通信設備等の整備に要する経費
広告等導入費	自社が保有する技術等のPR動画の作成に要する経費 ・技術力や主力製品等のPR動画の作成に要する経費  注）動画等の作成を外注した場合の経費のみ対象とする
	自社ホームページ等の改修に要する経費 ・アクセシビリティ向上等のためのホームページ等の改修に要する経費  注）ホームページ等の改修を外注した場合の経費のみ対象とする

技術指導受入費	整備した機器の操作等に必要な技術指導の受入に要する経費 ・外部からの技術指導に要する経費
その他の経費	生産現場のデジタル化の推進に当たって、特に必要と認められる経費

※次に掲げるものは、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

- (1) 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等したものに要する経費
- (2) 補助事業期間終了後に納品、検収等されたものに要する経費
- (3) 補助対象事業により整備した機器等の保守管理等に要する経費
- (4) 通信設備の設置等に関する工場等の増改築に要する経費
- (5) P R 動画作成やホームページの改修等を自社で行ったものに要する経費
- (6) 自社ホームページ等の新規作成に要する経費
- (7) 汎用性があり、目的外使用となり得る事務用機器（パソコンやタブレット等の情報関連機器及びその周辺機器、プリンター、デジタル複合機等）の購入等に要する経費
- (8) 事業所等の賃料、使用料、保管料、光熱水費、通信料等の運営に要する経費
- (9) 交通費、消耗品等購入、手数料、保険料等の一般事務に要する経費
- (10) 公租公課
- (11) 宮城県知事が公的資金の用途として不適切と認める経費

## 5 応募期間・申請書類

■ 応募期間 令和3年8月23日（月）から令和3年9月30日（木）まで

### ■ 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（事業計画書の中で必要とする添付書類を含む）
- (3) 事業に要する経費を証する書類（見積書等）の写し
- (4) 最近3年間の財務諸表
- (5) 定款及び登記事項証明書（申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は県内市町村の発行する住民票の抄本）
- (6) 納税証明書（全ての県税（宮城県）において未納がないこと）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿
- (8) 会社案内等のパンフレット
- (9) その他宮城県知事が必要と認める資料

### 【提出方法】

上記申請書類一式を応募期間内に郵送してください。（応募期間内必着）

※(1) 交付申請書と(2) 事業計画書はデータを電子メールでも提出してください。

### 【提出（郵送）先】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

宮城県経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班 宛て

E-mail : shinsank@pref.miyagi.lg.jp

#### （留意事項）

- ・申請に係る費用は申請者が負担するものとします。
- ・提出いただいた申請書等は採択審査以外の目的には使用いたしません。
- ・提出いただいた申請書等は返却いたしません。
- ・予算の上限に達した場合は、応募期間内でも申請受付を停止する場合があります。

## 6 審査

- 提出いただいた申請書類一式について、先着順（書類に不備等があったものを除く）に書類審査により内容等を審査し、随時補助金の交付対象者を決定します。

#### 【審査のポイント】

- (1) 補助金の交付対象として適切な事業内容となっているか
- (2) 事業の効果や目標に具体性があるか
- (3) 事業計画期間や事業費は妥当か

#### （留意事項）

- ・審査経過等に関する問合せには応じられません。
- ・審査の結果、交付対象者を決定する際に条件等を付す場合があります。

## 7 交付決定・事業期間

- 交付決定** 申請書等受理後 15日～30日以内を予定

- 事業期間** 交付決定日から令和4年1月14日（金）まで

## 8 実績報告

- 実績報告** 事業完了（廃止）日から20日を経過した日 又は  
令和4年1月31日（月）までのいずれか早い日まで

#### 【提出書類】

- (1) 補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業実績書
- (3) 契約書又は発注請書、納品書の写し

- (4) 支払完了を証する書類の写し
- (5) P R 動画データを収録したDVD等（該当する場合）
- (6) その他関係書類（成果内容が分かる図面，写真等）

（留意事項）

- ・提出された書類等の確認及び必要に応じて現地調査を行います。
- ・支払証拠書類等で確認できないものは，補助対象経費として認められません。

## 9 補助金の交付

■実績報告の確認を行い，補助金の額の確定後に補助金を交付します。

### 【提出書類】

- (1) 補助金概算（精算）払請求書（様式第6号）

（留意事項）

- ・原則として，交付する補助金は精算払としますが，事業遂行上概算払が必要な場合は事前にご相談ください。

## 10 成果報告・発表

■成果報告 補助事業完了後の

令和4年9月30日時点の状況 → 令和4年10月20日（木）まで

令和5年3月31日時点の状況 → 令和5年4月20日（木）まで

### 【提出書類】

- (1) 補助金成果報告書（様式第9号）

（留意事項）

- ・補助事業により整備した機器等の稼働後や作成したP R 動画の活用等における，デジタル化の推進状況や取引等の成果について報告してください。

■成果発表 他の県内企業への普及促進等を図るため，取組等に関する成果発表等を依頼する場合があります。

## 11 その他

- (1) 補助金の交付対象者は，交付決定後「宮城県デジタル化推進機器整備等補助金交付要綱」に従い事業を実施してください。

- (2) 補助事業により取得した財産等は、補助事業完了後も適切に管理・運用してください。
- (3) 対象となる補助事業について、国や市町村等から補助金の交付を受ける場合は、本補助金へ申請することはできません。
- (4) 本補助金への申請は、1事業者あたり1回のみとなります。
- (5) 本補助金（第1次募集：令和3年6月30日に募集終了）及び「宮城県AI・IoT先進技術導入補助金」（令和3年6月30日に募集終了）の交付対象者は、事業の内容が違う場合でも、本補助金（第2次募集）へ申請することはできません。
- (6) 申請等に関し不明な点等がある場合は、下記担当宛てに電話又は電子メールにてお問い合わせください。

**【担 当】**

宮城県経済商工観光部 新産業振興課  
高度電子機械産業振興班 田村・千葉  
TEL：022-211-2715  
E-mail：shinsank@pref.miyagi.lg.jp